災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて

この度の「令和4年台風第15号による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申 し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保 険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用日 9月23日

静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市 焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市 菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡 川根本町、周智郡森町

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)